



ルクセンブルクで  
事業を立ち上げるには



## 目次

1. 事業許可
2. 法人形態
3. 出入国管理
4. 財政 & 助成措置
5. 税制
6. 社会保障
7. 転居
8. ルクセンブルクの教育

# 1. 事業許可

ルクセンブルクで事業を行うには所定の政府認可を取得する必要があります。事業許可の取得を要するのは商業、技能職、産業活動、及び一定の自由業となります。

## 商業活動

事業許可は、継続的かつ恒常的な事業活動に対して、設立の自由の権利に基づき経済省によって発行されます。そのような活動をルクセンブルクで行うには、申請者は事業者として相応しい資質と健全性についての一定条件を満たし、またルクセンブルクに恒久的施設を有することを示す必要があります。

要求される事業者の資質はその事業の性質によって異なり、会社経営の基礎知識から特定の職業資格や大学の学位まで多岐にわたります。

最も一般的な事業許可は商業活動(卸売り、小売り、商業サービスの提供、本来的には知的サービスで事業会社により提供されるサービス、産業活動)に関するものです。

## その他の規制対象活動

規制の対象となる活動にはより多くの職業資格や認可が要求されます。例えば、金融機関及びフィンテック企業はCSSF (ルクセンブルク金融監督委員会)により規制監督されます。金融イノベーションに関するプロジェクトや関連する規制の枠組みに関しては、こちらをご参照ください。 [Innovation Hub – CSSF](#)。

労働者や一般市民に、またさらに環境に影響を与える可能性のある事業を行う企業には特定の営業許可が要求され、通称「[com-modo/incommodo免許](#)」と呼ばれています。

その他の機関、例えば健康省とルクセンブルク弁護士会は、特定の種類の活動を規制監視しています。

ルクセンブルクでの事業設立を完了するには、[ルクセンブルク商業登記所と共同社会保障センター](#)など必要な機関での会社登記、及び[税務署](#)への登録をする必要があります。



## 2. 法人形態

起業家にとって大切なのは、事業の規模や性質に関わらずそのプロジェクト（個人事業主または事業会社）に適した法的形態を選択することです。

### 個人事業主

個人事業主（フリーランスとも呼ばれる）になるということは個別の法人を設立するのではなく、自然人として事業を立ち上げることを意味します。対応はより柔軟で、立ち上げのための行政手続きの数と費用は最も少なく済みますが、一方で起業家の個人資産と商業用資産の区別がないためリスクは最大となります。

2024年ルクセンブルクで設立されたのは  
**450社以上の株式会社**  
**5,200以上の有限会社**  
**1,130以上の単純型有限会社**

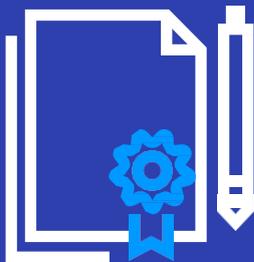
### 事業会社

リスク低減のため、多くの起業家は個人資産と商業用資産を厳格に区別する会社設立を選択します。この場合、共同経営者の責任はそれぞれの出資額が上限とされます。資本会社も非個人的な性質を持ち共同経営者の出資に主に依存します。もっとも一般的な会社形態は以下となります。

**株式会社（SA）** は公正証書の作成により設立されます。必要最低資本は3万ユーロ、設立時にはそのうち上限25%（7,500ユーロ）の払い込みが必要です。株式会社の形態は新規株主による出資や資本市場へのアクセスを可能とします。

**有限会社（SARL）** も公正証書の作成により設立されます。設立時に必要最低資本金12,000ユーロを全額払い込むことが必要です。初期株主株は自由に売買することができないため、初期株主には株の所有権に対しより大きな支配権が付与されることが有限会社の利点です。

**単純型有限会社（SARL-S）** を設立できるのは、ルクセンブルク経済省から事業許可を得た自然人に限られます。私的証書が会社設立に影響を及ぼす場合もあります。必要最低資本金は1ユーロから12,000ユーロ、設立時に上限100%の払い込みが必要です。



会社形態はこの他にもありますが、実際にはあまり活用されていません。個人事業主と事業会社は[ルクセンブルク商業登記所](#)に登録しなければなりません。

# 3. 出入国管理

第三者国籍（EEA国以外の人）で3か月（90日）を超える期間

※EEA国とはEU加盟国、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタインまたはスイス連邦を指す

ルクセンブルクに滞在を予定する人は、入国前に滞在許可を申請しなければなりません。



## 滞在許可

滞在許可申請は、ルクセンブルク内務省移民局宛に送付しなければなりません。従業員、自営業主、学生、インターン、研究者、家族、個人的な理由のうちいずれかで許可申請を行うことができます。

3か月以内の滞在の場合、担当相により明確な許可を受けている場合を除き、第三者国籍者は従業員または自営業主として活動することはできません。ルクセンブルクで自営業主としての事業設立を希望する第三者国籍者は、様々な条件を満たす必要があります。



### 申請方法



入国前にしなければならないこと

1

内務省移民局に申請書を提出する

2

有効なパスポートを保持する

3

暫定滞在許可証が発行される  
暫定滞在許可証の受領後は、長期滞在ビザ（Dタイプ）を申請する必要がある

入国後にしなければならないこと

1

居住地域の自治体に到着届出を行う

2

健康診断を受診する

3

申請料支払証明書（80ユーロ）を提出する

4

手続き終了後、自治体の窓口にて滞在許可を受領するよう書面で通知される

## 4. 財政支援及び助成措置

ルクセンブルクにおいて持続可能な拠点を設立した企業は、事業拡大、イノベーティブなコンセプトや製品の開発、競争力を強化するための財政支援及び助成措置を受けることができます

### 投資支援

中小企業（SME）のうち、生産プロセスの創出、開発、多様化または根本的変革を目的とする投資プロジェクトを有する企業は、[SME投資支援](#)の対象となる可能性があります。

### 新興・イノベーティブ企業の支援策

[新興・イノベーティブ企業](#)に特化した支援制度として、マッチング・ファンド形式のエクイティ投資により、成長段階にあるスタートアップに必要なキャッシュフローを支援します。

### 研究開発（R&D）とイノベーション

公的財政支援は、イノベーティブ企業の民間資金を補完することが可能です。ルクセンブルクで一定規模の事業活動を行う企業は、ルクセンブルク経済省から[研究開発（R&D）及びイノベーション関連プロジェクト](#)に対する補助金を受け取ることができます。この支援制度では、イノベーティブな製品の研究開発だけでなく、事業化の実現性を検討する段階においても資金援助が行われ、対象経費は実費精算されます。さらに、技術に関する知的財産の保護、イノベーションに関する外部専門家への相談、高度専門人材の一時的な出向受入へのアクセスなどへの支援策もあります。

### 博士課程及びポスドクによる研究

ルクセンブルク国立研究基金が提供する[ルクセンブルク産業フェローシップ助成金](#)（“Aide à la Formation-Recherche”）は、ルクセンブルク国内および海外の博士課程やポスドクの研究・トレーニングプロジェクトを支援しています。

# 5. 税制

ルクセンブルクに拠点を置く企業は法人税を支払う義務があり、製品及びサービスに付加価値税（VAT）を適用しなければなりません。個人の場合は、個々の状況に応じて課税されます。

## 法人税法

課税所得が20万ユーロを超える企業に対する法人所得税率は16%です。これに加え、雇用基金への拠出金として法人所得税額の7%が課せられます。地方事業税は6.75~10.5%が適用され、自治体ごとに異なります。ルクセンブルク市内に拠点を置く企業の総合税率は上限23.87%となります。

課税所得が175,000ユーロ未満の事業は、税率14%（+7%の雇用基金への拠出金）の法人所得税が課税されます。課税所得が175,000~200,001ユーロの事業は法人所得税（+7%の雇用基金への拠出金）が課税され、以下の計算方法で算出できます：24,500ユーロ+175,000ユーロを超える税額算定基準額の30%

さらに、純資産税として0.5%（または5億ユーロ以上の資産に対して0.05%）が課され、年間535~4,815ユーロの範囲で最低一括純資産税が課せられます。

一定の条件を満たす場合は、さまざまな税制優遇措置を利用することができます。

- ▶ 適格知的財産により生じた所得に対して80%の所得税控除が適応されます。
- ▶ 一般的な投資に対して税額控除が適用され、デジタル・環境変革に関連する特定の投資については上限18%の追加控除を受けられます。

## 個人所得税の税率

ルクセンブルクの労働者は個々の状況に応じて税制の等級が異なります。

ルクセンブルクの自然人に対する**所得税率**はヨーロッパ諸国の中で最も低いものの1つで、特に既婚者やパートナー制度加入者に対しては特に顕著です。所得税は23段階の累進課税であり、2017年以降の最高限界税率は42%です。2025年より、税額表の全区分がさらに調整されました。非適格社会的最低賃金の所得者に対する実質的な税負担率はゼロです。

最新のインパトリート税制は2025年に導入されました。ルクセンブルクへ移住する対象労働者は、年間総報酬額の50%、上限400,000ユーロの所得税免税措置を受けることができ、最低年間総報酬額75,000ユーロであることが条件となります。

若年層の人材を惹きつけるため、ルクセンブルクでは2025年から新たに3つの施策を導入しました。

- ▶ 30歳未満の従業員を対象として、特定の条件と上限を満たす場合、賞与より75%の税額を控除する「若年層従業員向け賞与制度」
- ▶ 30歳未満の従業員を対象として、一定の所得上限の下、月額最大1,000ユーロとして一部を非課税とする「住宅手当」
- ▶ 一定条件の下で、ルクセンブルク企業が従業員に対し、50%を非課税とする特定の「利益分配制度」

## ルクセンブルクのVAT（付加価値税）率

ルクセンブルクにおけるサービス提供に適用される標準的な**VAT（付加価値税）率**は17%であり、EU連合では最も低くなっています。

VATを適用する企業は、**付加価値税登録番号**を取得するために、ルクセンブルク間接税当局（VAT等を所管する税務当局）へ最初に申告する必要があります。

# 6. 社会保障

ルクセンブルクは、あらゆる状況に対応し、かつ高度な発展を遂げた効率的な社会保障制度を有しています。

## 社会保障制度

ルクセンブルクの社会保障制度は、疾病、妊娠、障害、死亡、高齢のリスクに対応し、私生活および就業中の事故を保障します。

すべての企業は、事業開始届および雇用開始届に記入し、共同社会保障センターへ提出する必要があります。同センターは、データ、社会保障加入者の登録や各種保険基金に対する拠出金の徴収などを取り扱っています。

企業は、疾病による所得減少から生じる財政的責任をまっとうするため、雇用主相互保険 (MDE) に任意加入することができます。

自営業者の家族で、かつその自営業者の収益に依存し健康保険の恩恵を受ける者は、共同社会保障に個人として登録されていないことを条件として、共同被保険者となります。1つの保険制度に共同登録するための条件は、被保険者がルクセンブルク在住であるか否かで異なります。

## 社会保障拠出金

社会保障拠出金は、額面給与の2.5%です。額面給与の1.6%が年金保険への拠出金として支払われ、この拠出金（社会保障拠出金全体に含まれる）のうち半分は雇用主が負担し、残り半分は従業員の給与から直接差し引かれます。



# 7. 転居

ルクセンブルクは居住地として魅力的な場所であり、優れたライフワークバランスを提供します。短い通勤時間により、健全でバランスのとれた家庭生活と社会生活を保つことができます。

## 住居の探し方

不動産市場に関する情報を提供する様々な情報源が利用可能です。[ルクセンブルク住宅概況ポータル](#)には、立地に応じて、賃貸と分譲双方の不動産価格が提供されています。数多くのウェブサイト、不動産会社、転職支援サービスがあなたの不動産探しを支援してくれます。

## リロケーションエージェンシー

リロケーションエージェンシーは、ルクセンブルクへ移住する外国人駐在員に対して、行政手続きの支援を行ったり、個別ニーズに合わせたサポートを提供します。多言語対応のチームがロジスティクス支援を行い、ルクセンブルクでの生活立ち上げを可能な限り容易にします。

## 事業の本拠地

ルクセンブルクには、御社向けの民間オフィスの選択肢が多数あります。産業ゾーンやビジネスパークでは、企業向けの土地区画やカスタマイズされた建物が提供されています。

オフィススペースを提供する公的または民間のビジネスインキュベーターもあります。そのほとんどは特定セクターに特化した活動に加えて、イノベーションやテクノロジーに焦点を当てています。通常インキュベーターへ入居するために、企業は事業計画書提出、面接、委員会による最終選考を含む申請手続きに従う必要があります。



## 8. 教育

より多く海外の生徒と学生を受け入れることを目的に、ルクセンブルクの教育体制は、全国規模で絶え間なく発展しています。義務教育は4～16歳までで、初等、中等教育合わせて、最低12年受ける必要があります。

### 保育サービスと幼稚園

保育園は手頃な価格でかつ多言語対応しており、ルクセンブルクでは現在800を超える公私立の保育園が存在しています。子ども一人あたり週20時間、保育園が無料で利用できます。4～6歳児が受ける義務教育最初の2年間は幼稚園（いわゆる「Spillschoul」）で行われます。

### 小学校

9月1日時点で6歳を迎えるすべての対象児童は、小学校に入学しなければなりません。児童はまずドイツ語に触れ、2年生からはフランス語の学習を開始します。英語は中等教育でのみ導入されます。

一部の小学校では英語で授業を受けられます。公立教育の代わりに、私立校やインターナショナルスクールなども存在し、中には最初から英語教育を実施する学校もあります。

### 中等教育学校（リセ）

国際的な労働人口を抱えるルクセンブルクには、多様で実績ある国際教育の提供体制があり、公立校（無料）と私立校があります。通常のルクセンブルクの学校体制に加えて、公立・私立ともに多くのインターナショナルスクールが英語とフランス語を用いた教育を行っています。

### 大学以上の高等教育



2003年設立のルクセンブルク大学は、際立って多言語かつインターナショナルであり、研究を主眼に置いています。同校は、3つの学部と3つの学際センターで構成されています。



## ルクセンブルクで事業を立ち上げるには

より詳しい情報をご希望の方は、以下の連絡先までお問い合わせください。

ルクセンブルク貿易投資事務所 – 東京

E-mail: [tiotokyo@mae.etat.lu](mailto:tiotokyo@mae.etat.lu)

Phone: +81-3-3265-9261

[luxembourgtradeandinvest.com/ja-jp](http://luxembourgtradeandinvest.com/ja-jp)

[houseofentrepreneurship.lu](http://houseofentrepreneurship.lu)

[guichet.lu](http://guichet.lu)